



## 児童虐待から子どもを守る

11月はこども家庭庁の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です！

教職員は、健康相談や日常的な健康観察により児童生徒の心身の状況を把握するものとされており（学校保健安全法9条）、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めることが求められています（児童虐待防止法5条1項）。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに通告しなければなりません（同法6条1項）。通告の目的は、加害者の告発ではなく、児童生徒を守り、適切な支援に繋げることです。

### 【児童虐待の分類】

児童虐待は、概ね次の4種類に分類されます。ただし、実際の事例では、いくつかの種類の虐待が複合していることがあります。

|       |  |
|-------|--|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など                     |
| 性的虐待  | 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など                                 |
| ネグレクト | 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など                       |
| 心理的虐待 | 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など |

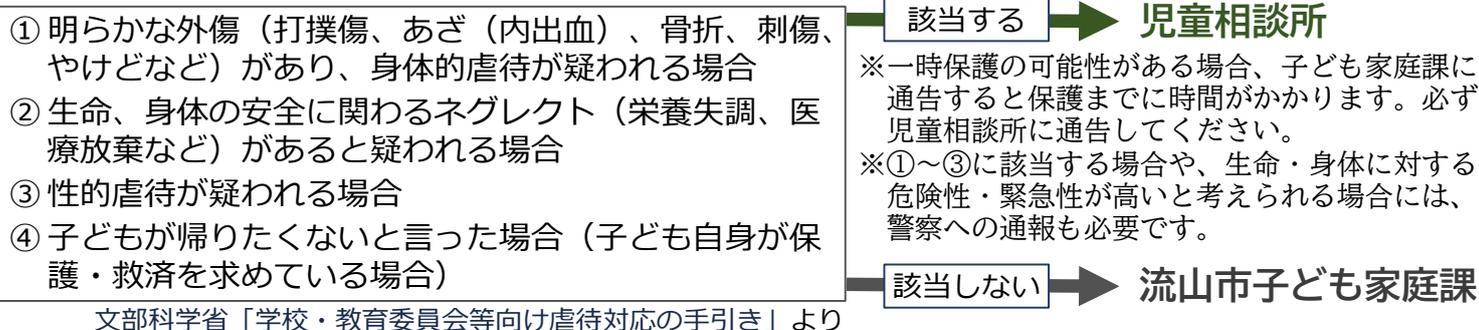
こども家庭庁ウェブサイト「児童虐待防止対策」(<https://www.cfa.go.jp/policies/jidouguyakutai/>) より

### 【通告までの流れ】



**Check!** 虐待の有無を判断するのは学校ではなく、児童相談所等の専門機関です。学校は、確証がなくても通告することが必要です。また、保護者との関係を優先して子どもの安全を後回しにすることは、あってはなりません。

### 【通告先の判断基準】



文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」より

### 《見ておきたい資料》

- ① 千葉県教育委員会「教職員のための児童虐待対応の手引き」
- ② 公益社団法人日本小児保険協会「子どもに関わる多職種のための子ども虐待初期対応ガイド ～子ども虐待を見逃さないために～（第2版）」 ※動画、約13分

